

損害保険の割引適用制度があります。

無料

「マンション管理適正化診断サービス」のご案内

診断レポート付

- 日本マンション管理士会連合会では診断マンション管理士による「マンション管理適正化診断サービス」を実施しています。
- 診断結果に応じて、業務提携先である日新火災海上保険(株)のマンション共用部分用火災保険の割引を受けられる可能性があります。
- また、診断レポートは管理状況全般に関する内容となっておりますので、管理水準の維持・向上などにお役立ていただけます。
- 管理適正化法第5条の3におけるマンション管理計画認定制度の認定基準の可否判断ができ、認定手続支援サービスに申請することが可能です。
- 診断は無料です。

「マンション管理適正化診断サービス」の概要

1 診断実施者

日本マンション管理士会連合会に所属する診断マンション管理士が診断を実施します。

2 診断の内容

- ①管理運営状況
- ②修繕計画状況
- ③法定点検・修繕工事
- ④その他(防犯対策、防火管理、保険事故歴等)

4 診断料

無料

ただし、あらかじめ定められた診断内容の範囲に限ります。

3 診断時にご提示いただく資料 (診断当日にご提示いただく資料)

- ①管理規約^{*}、使用細則等の細則集
- ②長期修繕計画(標準様式4-1長期修繕計画総括表、4-2収支計画グラフ、4-3長期修繕計画表、5修繕積立金の額の設定含む。)及び長期修繕計画の総会の議事録(写)^{*}
- ③総会資料一式(過去1年分)^{*}、総会議事録(過去3年分)、理事会議事録(過去1年分)
- ④管理委託契約書
- ⑤管理費・修繕積立金等の未収金一覧表
- ⑥工事報告書(大規模修繕工事報告書、給排水管工事報告書、保証書)
- ⑦法定点検の報告書(特定建築物等定期調査報告書、建築設備定期検査報告書、防火設備定期検査報告書)
- ⑧竣工図書一式(設計図書一式)
- ⑨消防用設備等点検結果報告書、結果総括表
- ⑩現在の共用部分保険内容が確認できる資料(保険証券等の写しでも可)
- ⑪【過去に保険金請求がある場合】保険金請求書類一式(保険金請求書控、保険金支払通知書等)
- ⑫診断内容確認書2枚(管理組合、マンション管理士の記名・押印が必要です。)
- ⑬借入がある場合は返済計画書^{*}

^{*}管理適正化法規定「管理計画認定手続支援サービス」登録申請の場合は、
^{*}印の各写しのPDFデータと、その他に直近の決算時における管理費・修繕積立金等の未収金一覧表(除個人情報)と区分所有者・居住者名簿の年1回以上確認更新を行っているかの「表明証明書」提供を要します。

5 損害保険の割引制度

診断結果に応じて、業務提携先である日新火災海上保険(株)のマンション共用部分用火災保険^{*}の割引が適用できる場合があります。

^{*}本チラシは「マンション管理適正化診断サービス」のご案内をするものです。保険商品の説明はマンション管理士は行いませんので、予めご了承ください。

6 診断レポート

管理状況全般に関する診断結果やアドバイスを記載した診断レポートを提供させていただきます。

^{*}このご案内はサービスの概要を記載したものです。ご不明点等につきましては表面に記載の宛先にご連絡願います。